

令和7年度

第8回 第二農地部会定例会議事録

令和7年11月27日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

令和7年度 第8回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和7年11月27日(木) 午後2時15分  
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

1番 長井	3番 竹原	7番 滝沢
8番 小山	10番 五十嵐	11番 笠原
18番 田鹿	19番 中嶋	21番 大島

(2) 農地利用最適化推進委員(17名)

(浦川原区) 井部	藤村	秋山
(大島区) 小山	高橋	
(牧区) 米川	中川	
(柿崎区) 佐藤	小林	平野
(大潟区) 細谷		
(頸城区) 上原	伊巻	
(吉川区) 常山	石野	
(三和区) 福原	高橋	

2 欠席委員

(1) 農業委員…12番 長瀬 17番 高波

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 松苗 和栗

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南波
浦川原区駐在室	主 任	中部
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	主 任	太田
頸城区駐在室	主 任	閨間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

1番 長井 10番 五十嵐

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

②浦川原区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

③大島区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

④牧区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

⑨三和区駐在室管内分

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時15分 それでは、これより令和7年度第8回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。  (笠原部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員17名、欠席推進委員2名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 1番 長井 委員、 10番 五十嵐 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 19番 中嶋 委員の発声をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2134番から2142番の9件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>

安塚区 駐在室	<p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号2134番から3頁、2142番の9件をご覧ください。</p> <p>番号2134番は、賃料見直しのため農地中間管事業により転貸借するため、合意により解約するものです。</p> <p>番号2135番から3頁、2142番までの8件については、いずれも耕作者の労力不足のための合意による解約であり、返還後の利用計画は、番号2135番は地主による耕作、番号2136番から2142番は他者へ貸付予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2105番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>4頁をご覧ください。</p> <p>番号2105番は、譲渡人の離農による農地処分のため、譲受人に相談したところ合意に至ったことから、売買により所有権移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めますが、本日、当委員は欠席ですので事務局から説明願います。</p>
安塚区 駐在室	<p>確認いただいた高波委員より、調査書及び現地確認いただき、問題ないといただいていることを報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</b></p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から100番までの100件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
安塚区 駐在室	<p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、ご説明いたします。5頁をご覧ください。</p> <p>まず、「非農地判断」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです。</p> <p>地権者からの申し出があった農地について、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地、番号1番から9頁、番号100番までの100件、38,411.08㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>第2号議案と第1号議案を比較してですが、第1号議案で山林原野7筆がありますが、現在は農用地になっているのでしょうか。</p>
安塚区 駐在室	<p>台帳地目としては山林原野となっていますが、現況は農地として耕作されている土地です。</p>
議 長	<p>そのほかに質問はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>≪浦川原区区駐在室の議案≫</p> <p>次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2503番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
浦川原区 駐在室	<p>浦川原区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。1頁、番号2503番をご覧ください。</p> <p>番号2503番は、譲渡人の財産整理のため、譲受人に売買し、所有権を移転するものです。</p> <p>なお、譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
藤村委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</u></p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から3番までの3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

浦川原区 駐在室	議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。 議案書は2頁をご覧ください。
	浦川原区管内では、番号1番から番号3番までの3件、2,895.00㎡を非農地として判断し農地台帳から削除するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2921番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いたします。
	報告第1号は、農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。
	議案書は、1頁をご覧ください。
	番号2921番は、受人の労力不足により合意解約するものであり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号2907番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

大島区 駐在室	<p>それでは、議案書の2頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。</p> <p>番号2907番は、譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人と売買により所有権移転するものです。</p> <p>なお、譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
小山委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について&gt;</b></p>
議 長	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、番号2957番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」利用権設定1件をご説明いたします。議案書は、3頁をご覧ください。</p>
	<p>議案書の対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p>
	<p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p>
	<p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p>
	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>す。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第3号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</b></p> <p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から135番までの135件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。議案書は、5頁をご覧ください。</p> <p>大島区管内は、番号1番から135番までの135件、62,164.89㎡を非農地として判断し、農家台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p><b>《<u>牧区駐在室の議案</u>》</b></p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</b></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3302番から3305番の4件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議案書は1頁、番号3302番から番号3305番の4件をご覧ください。これらは、農地の権利移動の許可についてです。</p>

	<p>番号 3302 番は、譲渡人が体調不良により耕作が出来なくなったことから、近隣で耕作している譲受人に、当該農地を売却するものです。</p> <p>続いて、番号 3303 番は、これまで耕作経験が無く、譲受人との間で利用権設定していた農地について、利用権設定の更新に当たり、土地の売却について相談したところ、合意に至ったことから、当該農地を売却するものです。</p> <p>続いて、番号 3304 番は、本年、譲渡人の夫が亡くなったことに伴い、農地を相続しましたが、耕作経験が無く、農地の活用が出来ないことから、亡くなった夫の実父である譲受人に農地を贈与するものです。</p> <p>なお、譲受人は、これまで亡くなった子が耕作していた自己所有地と合わせ、新規就農し、贈与される農地も含めて耕作するとのことです。</p> <p>最後に、番号 3305 番は、遠方に居住し、譲渡人が管理出来ない農地を、規模拡大を考えていた譲受人に、当該農地を売却するものです。</p> <p>これら 4 件の譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	確認された委員の説明を求めます。
中川委員	番号 3302 番の案件について、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
秋山委員	番号 3303 番から番号 3305 番の案件について、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p><b>&lt;議案第 2 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</b></p> <p>議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 446 番までの 446 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

牧 区 駐在室	議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」ご説明いたします。2 頁から 21 頁をご覧ください。
	牧区管内では、番号 1 番から 446 番までの 446 件、127,719.94 m <sup>2</sup> を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。
議 長	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>&lt;報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 3785 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3785 番をご覧ください。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却予定です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><u>&lt;議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 3734 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。 2頁、番号3734番をご覧ください。 譲渡人が財産整理のため、譲受人へ贈与するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>長井委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について&gt;</b> 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号3843番から3848番の6件を上程します。 事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明いたします。 3頁、3843番から4頁、3848番の6件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号4609番の1件を上程とします。事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>1頁をご覧ください。</p> <p>番号4609番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	本件については、私が確認しましたので説明いたします。事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。  (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<p>《頸城区駐在室の議案》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<p>頸城区 駐在室</p>	<p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u>  報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号5350番から番号5358番の9件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> <p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号5350番から2頁、番号5358番をご覧ください。</p> <p>すべて合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定が6件、他者へ貸付が1件、休耕が2件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u>  議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5312番から番号5318番の7件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>頸城区 駐在室</p>	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号5312番から4頁、番号5318番をご覧ください。</p> <p>番号5313番、5314番及び5317番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>番号5312番、5315番及び5316番は、譲渡人の労力不足のため、譲受人と賃貸借契約を結ぶものです。</p> <p>番号5318番は、譲渡人の財産整理のため所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
<p>小山委員</p>	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について&gt;</b></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、所有権移転、番号5301番から5302番の2件、利用権設定、番号5306番から5308番の3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」まずは、農地の売買、所有権移転についてご説明いたします。議案書5頁、番号5301番、5302番をご覧ください。</p> <p>こちらは、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画が廃止されたことに伴い、所有権移転についても貸借と同様に、「農用地利用集積等促進計画(一括契約)」により、農地中間管理機構を通して、譲渡人から譲受人へ農地の所有権移転を一括で行うものです。</p> <p>次に、利用権設定についてご説明いたします。議案書7頁、番号5306番から5308番の3件をご覧ください。</p> <p>対象農地につきましては、7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>なお、今回の案件はすべて「地域計画内」であり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>&lt;議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」&gt;</p> <p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から4番までの4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>議案第3号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。議案書9頁をご覧ください。</p> <p>頸城区管内では、番号1番から4番までの4件、335.61㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号6383番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは1頁、6383番の1件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕の1件です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6205番から6214番の10件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>それでは2頁、6205番から4頁6214番の10件をご覧ください。賃貸借権設定の許可9件、農地の権利移動の許可1件です。6205番から6213番の9件は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。また6213番の1件は、譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
常山委員	<p>番号6205番から6213番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
中嶋委員	<p>番号6214番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について&gt;</u></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、</p>

<p>吉川区 駐在室</p>	<p>利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 6272 番から 6278 番の 7 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、まず「地域計画内」であります、5 頁、6272 番から 6 頁、6277 番の 6 件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、7 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。8 頁、6278 番の 1 件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、9 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>&lt;議案第 3 号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について&gt;</b></p> <p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号 1 番から 24 番までの 24 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>吉川区 駐在室</p>	<p>議案第 3 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」説明いたします。</p> <p>10 頁、番号 1 番から 11 頁、番号 24 番までの 24 件をご覧ください。</p> <p>吉川区管内は、番号 1 番から番号 24 番までの 24 件、5,783.22 m<sup>2</sup>を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。以上です。</p>

議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり農地に該当しないものと決定いたします。</p>
議 長	<p>≪<u>三和区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>&lt;報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について&gt;</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8650番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案書は1頁、番号8650番をご覧ください。</p> <p>この案件は、地主の都合により、新たな耕作者に貸し付けるため、現在の契約を解約するものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>&lt;議案第1号 農地法第3条許可申請について&gt;</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8659番及び番号8660番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は2頁、番号8659番及び番号8660番をご覧ください。</p> <p>これらの案件は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了による再設定です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>確認された委員の説明を求めます。</p>
竹原委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p><b>&lt;議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について&gt;</b></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、利用権設定、番号8611番及び番号8612番の2件を上程します。</p> <p>番号8612番は、竹原委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、竹原委員は一時退席をお願いいたします。</p>
	<p>(竹原委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、竹原委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、竹原委員に関連する案件をご説明いたします。</p> <p>議案書は3頁、番号8612番をご覧ください。</p> <p>この案件は、期間満了による再設定です。対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたしま</p>

	<p>す。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、竹原委員に関連する利用権設定 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(竹原委員復席)</p>
議 長 三和区 駐在室	<p>続きまして、竹原委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>竹原委員関連以外の利用権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>議案書は 3 頁、番号 8611 番をご覧ください。</p>
	<p>この案件は、期間満了による再設定です。対象農地につきましては、4 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>

笠原部会長	<p><b>【7. その他】</b> 事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
笠原部会長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 ご審議、ご苦労様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>笠原部会長、ありがとうございました。</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【8. 部会長職務代理あいさつ】</b> 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。  (田鹿職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p><b>【9. 閉会】</b> 以上をもちまして、令和7年度第8回二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後3時7分終了</p>